

Rs-Auction 規約

第1章 総則

(定義)

第1条 「Rs-Auction」とは、株式会社R s - J A P A N（以下「当社」という。）が主催する宝石・貴金属、時計、ブランドバック、皮革製品類、美術品、その他当社が認めるものの二次流通市場をいう。

(目的)

第2条 本規約は、Rs-Auction 参加資格及び運営方法等について定めるものである。

2 Rs-Auction は、本規約とあわせて、当社が別途定める「出品規約」、「入札規約」、その他オークションを円滑に運営するために定める事項（以下、総称して「オークション諸規程」という。）に基づき開催されるものとする。

(Rs-Auction の方法)

第3条 Rs-Auction における出品、落札等のすべての取引は、当社のオークションシステムにて処理されるものとする。

(オークション情報の告知)

第4条 オークションの開催日、開催時間、出品商品等の情報（以下「オークション情報」という。）は、当社ホームページに掲載、又は当社指定の方法により会員に対して配信する方法で告知するものとする。オークション情報に変更が生じた場合も同様とする。

第2章 会員

(会員制)

第5条 Rs-Auction に参加しようとする者は、会員となるものとする。

(会員の種類)

第6条 会員の種類は、次のとおりとする。

1 正会員：会員になろうとする者で、次の各号の要件をすべて満たす者

- (1) 会員の所在地を管轄する都道府県公安委員会から古物商の許可を得ていること
- (2) 現に古物商を営んでいること

2 外国会員：日本国外に本社（拠点）を置き、Rs-Auction に参加しようとする者で、当社の

許可を受けた者

(入会手続)

第7条 入会希望者は、本規約及びRs-Auction諸規程を承認した上で以下の手続きを行い、当社所定の審査を経て当社が入会を承認した場合に会員になることができる。

(1) 入会申込書の提出

(2) 古物商許可証の写しの提出

(3) 入会金の支払

(4) その他事務局が求める書類の提出ならびに事務手続き

2 前項の事項を提供いただけない場合（記載の誤記等を含む）、本規約及びRs-オークション諸規程に同意いただけない場合、過去に会員の地位の喪失を受けたことがある場合、その他会員として認めることが不適当な事由がある場合、当社は入会をお断りする場合があるが、その理由などについての回答は一切応じないものとする。

(参加費用)

第8条 会員は、当社所定の方法により入会金、年会費、参加費用を支払うことでRs-Auctionに参加できるものとする。尚、途中退会等如何なる理由でも返金しないものとする。

(会員からの相殺の禁止)

第9条 会員は、当社に対して負担する債務とオークションにより生じる債権とを相殺することができない。ただし、当社の同意があった場合はこの限りではない。

(会員の責任)

第10条 会員は、本規約及びRs-Auction諸規程を遵守しなければならない。

2 会員は、氏名又は商号、代表者、住所及び主たる営業所の所在地、電話番号、取引銀行、住所その他届出内容に変更が生じた場合は、当社に対して、速やかに所定の変更届を提出しなければならない。

3 取引の安定化及び模造品の流通を防止するため、売主は商品の真贋及び欠損等について明確にする責任を負う。また、買主は自らの責任においてそれを確認する。

(古物に関する保証)

第11条 売買成立後の商品真贋に疑念がある場合は、売買成立日の翌日を起算日としてバッグは2ヶ月以内、時計は2週間以内、宝石は1ヶ月以内とし、当社の仲介による売主と買主の協議を行うものとする。

2 売買成立時に判明していた物品の欠損について、本条は適用されない。

- 3 返品保証された物品の所有権は売主に存するものとし、返品商品については、処分費用（送料・返金時の振込み手数料等）を含む一切の責を売主が有する。

（ログイン ID とパスワードの管理等）

第12条 会員は、ログイン ID 及びパスワードを自己の費用と責任にて管理するものとし、会員資格、ログイン ID 及びパスワードを第三者に利用させたり、譲渡、売買、質入れ、貸与、賃貸したり、その他形態を問わず処分してはならない。

- 2 ログイン ID 及びパスワードの管理不十分による情報の漏えい、使用上の過誤、第三者の使用、不正アクセス等による損害の責任は会員が負うものとする。万一、ログイン ID 及びパスワードが不正に利用されたことにより当社に損害が生じた場合、会員は当該損害を賠償する責を負う。
- 3 会員は、ログイン ID 及びパスワードの情報が第三者に漏えいした場合又はそのおそれがある場合、当社に対し、速やかにその旨を連絡するとともに、当社の指示に従わなければならない。

第3章 出品・落札

（下見会）

第13条 当社は、オークションの前に会員が商品の下見を行うための下見会を開催することができ、その場合、商品を会員に対し展示する。

- 2 当社は、下見会に入場を希望する者に対し、身分証明書等の提示を求めることがある。
- 3 当社は、当社の裁量により、理由を告げることなく、下見会への入場をお断りし、また、入場した者の退場を求めることがある。その場合は、直ちに当社の指示に従っていただくものとする。
- 4 会員は、下見会にて商品を見分、調査することができるが、下見会の会場において、以下の行為を行ってはならないものとする。
 - （1）商品を乱雑に扱い、劣化させること
 - （2）飲食及び喫煙しながら商品を閲覧すること
 - （3）動物等の同伴入場
 - （4）その他当社が禁止する事項
- 5 当社は、下見会における商品の状態とオークションにおいて落札された後の当該商品の引渡時における商品の状態の差異について一切責任を負わない。
- 6 当社は、下見会の会場内を、ビデオカメラ等の機器を用いて撮影及び録画することができるものとする。

（出品及び落札）

第14条 会員は、オークションに参加して商品の出品または入札を行うことができる。出品や入札・落札に関する詳細は、それぞれ出品規約・入札規約にて別途定める。

2 会員は、オークションにて最高値で入札した場合に、出品商品を落札することができる。

3 オークションに出品された商品には指値（最低入札価格）が定められており、入札金額が指値に達さない場合は当該商品の取引は保留となる。その場合、当社は出品者と協議の上、取引の継続について判断する。

4 本規約及び本条第1項に定める出品規約、入札規約のほかにも、当社はオークションの諸手続きに関する規約を定めることができる。

（出品手数料及び落札手数料）

第15条 会員は、商品を出品または落札する場合には、当社に対して参加費用及び手数料（出品の場合は出品手数料、落札の場合は落札手数料）を支払う。

2 出品手数料及び落札手数料の額については、手数料規約により定める。

（落札会員の商品確認義務）

第16条 会員は、出品商品の入札にあたっては、下見会及び掲載画像にて商品を十分に確認した上で入札しなければならない。また、落札後もオークション諸規程に定めるクレーム申告期限内に、会員が落札した商品と出品リスト及び掲載画像との相違がないことを再度確認しなければならない。

（落札価格）

第17条 落札価格は、オークション終了時の最終価格とし、当社が落札価格を付けたと認めた会員を落札会員とする。

2 落札商品に関する売買契約は、出品者と落札会員との間で成立する。落札会員は、当社が発行する精算明細書に基づき、当社所定の手続に従って落札商品の売買代金を第15条に定める落札手数料とともに支払う。

（決済方法）

第18条 落札代金は、オークション終了翌日より、銀行営業日3日以内に、当社指定の銀行口座振込にて支払うこととする。

2 落札代金の振込の際の手数料は、原則落札者負担とする。

3 事務局は決済の円滑化を図る為に、売買明細書を発行する事とする。尚、売買明細書の再発行は、原則しない事とする。

（落札者の債務不履行）

第19条 落札会員が落札代金等の支払を遅延し、当社が催告した期限までに当該落札代金

等を支払わない場合には、出品者は、落札会員との売買契約を解除の上、落札商品を改めてオークションに出品することができる。

(危険負担及び所有権の移転)

第20条 売買契約成立以降の当社の責に帰すべからざる事由による商品の滅失、紛失、盗難、毀損、汚損その他一切の危険は、落札者の負担とし、落札者は購入代金の支払を免れることができない。

2 落札者が購入代金等を完済した後、当社が商品を落札者に引き渡した時点で当該商品の所有権は落札者に移転する。

(遅延損害金)

第21条 会員が当社に対する債務の支払を怠ったときは、別段の定めがない限り、年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

(期限の利益の喪失)

第22条 会員は、以下の各号のいずれかに該当した場合、当該会員が当社に対して負担するすべての債務につき、当然に期限の利益を喪失するものとする。

(1) 本規約及びオークション諸規程に違反したとき。

(2) 当社に対して負担する債務の履行を1つでも怠ったとき。

(3) 会員及び会員の代表取締役に関し、破産、個人再生、民事再生、会社更生その他これらに類する手続の開始申立てがなされたとき。

(4) 会員が振出した又は裏書した手形、小切手が不渡りとなったとき。又はその他一般の支払を停止したとき。

(5) 会員の債権、資産に対して、他より仮差押、仮処分又は強制執行を受けたとき。

(振込手数料及び送付費用)

第23条 オークションにかかわる支払の際の振込手数料及びその他銀行手数料等は、送金者が負担する。

2 書類等を送付する場合の費用は、送付者が負担する。

第4章 クレーム・契約解除

(クレームの斡旋・仲裁)

第24条 当社は、会員の依頼を受け、クレーム・トラブル処理の仲介を行う。

2 会員は、オークション取引に関するクレームについては、誠意を持って対応するものとし、クレームの円満かつ迅速な解決を実現するよう努めなければならない。

- 3 オークション取引についてクレーム申立てがあった場合、本規約及びオークション諸規程に基づき解決を図るものとする。

(会員資格の取り消し)

第25条 当社は、会員が次の各号の一に該当した場合、何らの通知催告を要せず当社の判断により、会員資格の取消しを行なうことができる。

- (1) 会員の古物商の営業許可が取り消しとなったとき。
- (2) 暴力的な要求行為を行うものや、法的な責任を超えた不当な要求をするもの。
- (3) 取引に関して脅迫的な言動、または暴力を用いる行為を行うもの。
- (4) 偽計又は威力を用いて、弊社担当者の業務を妨害する行為を行うもの。
- (5) 支払遅延を何度も繰り返し、当社からの複数回に及び支払督促や改善要求の後も改善が見受けられないと当社が判断した場合。
- (6) その他、会員として不適当であると、当社が判断するに相当する事由があるとき。

2 会員資格の取消しについては、登録時に提出した書類の返却及び入会金の返金を行わない。

(反社会的勢力の排除)

第26条 会員は当社に対し、次の各項に該当しないことを確約する。

- (1) 次の①から⑨に該当するもの

- ①暴力団
- ②暴力団構成員
- ③暴力団準構成員
- ④暴力団関係企業もしくは関係者
- ⑤総会屋
- ⑥社会運動標榜ゴロ
- ⑦特殊知能暴力集団
- ⑧役員、実質経営者が反社会勢力であるもの、及び反社会勢力であったもの
- ⑨その他、前各号に準ずるもの（以下、これらを「反社会勢力」という。）

- (2) 自己・自社若しくは第三者の不正利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているもの。

- (3) 反社会的勢力に対して資金等を供給、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し若しくは関与しているもの。

- (4) 反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているもの。

- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているもの。

2 会員が反社会的勢力に該当すると判明した場合は強制退会とし、会員は異議申立をできないものとする。

第5章 その他

(本規約等の改定)

第27条 会社は、オークション運営上の都合により、本規約及びオークション諸規程をいつでも変更することができる。

2 本規約及びオークション諸規程の改定については、その影響及びオークションの運営状況等に照らし、適切な時期及び適切な方法により、会員に情報提供を行う。

3 会員が前項に規定する情報提供が行われた後、オークションに参加した場合、当該オークションへの参加をもって、変更後の本規約及びオークション諸規程のすべての内容に同意したものとみなす。

(会員情報の取扱い)

第28条 当社は、会員の情報、会員が法人である場合の代表者又は従業員等の個人情報(以下「会員情報等」という。)について、オークション運営の目的を円滑に達成するため、当社の親会社及びそのグループ会社、業務委託先又は業務提携先等に提供することができるものとし、会員は予めこれを承諾する。

2 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、第三者に対して当該会員の会員情報等を開示できるものとする。

(1) 会員情報の開示について会員の同意があったとき。

(2) 法令等に基づき、裁判所、捜査機関、弁護士会又はその他公共機関からの開示請求があったとき。

3 会員情報等を含む個人情報については、当社「プライバシーポリシー」に従い適切に取り扱うものとする。

(退会)

第29条 会員が退会を希望する場合は、当社に対し、当社所定の方法により届け出るものとし、当社が退会を承諾したときに退会するものとする。

(権利の帰属)

第30条 オークション情報及び当社ホームページ等に関する著作権その他一切の権利は、当社に帰属する。

2 会員は、オークションに参加する目的で利用する場合を除き、オークション情報を利用してはならず、第三者に開示・漏えいしてはならない。

(準拠法・合意管轄)

第 31 条 本規約及び Rs-Auction 諸規程は日本法に準拠するものとし、会員と当社との間に紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。当事者は、国際物品売買契約に関する国際連合条約（1980 年）の適用を排除することを合意する。

（言語）

第 32 条 本規約は日文で定められ、英文版は参照訳として提供されている。本規約の日本語版と英語版に相違がある場合は、日本語版が優先するものとする。

出品規約

（目的）

第 1 条 本規定は、当社が主催するオークションに商品を出品する際の参加資格及び方法等について定めるものである。

（出品会員）

第 2 条 出品会員は次の義務を負う。

- （１）出品予定商品の品質・ダメージ・仕様・評価ランク等を誠実に申告すること
- （２）成約後、前項の出品申告内容と実際の商品との間に相違が生じた場合、建設的かつ円滑的に協力し、オークション参加者間における当社の調整を遵守すること

（検品における配送手続）

第 3 条 出品会員は、オークションに商品を出品する場合、当社による検品のため、時計宝飾品類・皮革ゴム製品類・衣類・陶器等について当社に対し配送手続を行わなければならない。その際は、商品梱包を確実に行って配送する。

- 2 出品会員は商品添付タグに必要事項を記入し、商品に添付して発送しなければならない。商品添付タグの添付が無い場合、出品取消しとなることがある。
- 3 出品会員は、出品予定商品を当社カレンダーに基づき 当社に到着するように手配しなければならない。

（検品）

第 4 条 当社のオークション検品担当者は、出品会員によるシステム登録詳細データ、出品商品の状態のチェックを行うものとする。出品会員側の申告不備・出品データ確定後の出品会員によるデータ確認無き場合、すべて出品会員がその責任を負うこととなる。出品会員も分かりかねるような、分解等各部を取り外すことを必要とする不具合個所についても出品会員の責任とする。成約後の申告不備による落札会員からのクレームは、出品会員が一切の責任を負うものとする。

- 2 当社のオークション検品担当者の検品結果により、出品制限基準に該当する疑いがある場合又は該当した場合は、出品不可とする。出品制限基準に該当する疑いはれた場合は、出品可能とする。

（出品基準）

第 5 条 出品商品は当社の定める基準、具体的には本条第 2 項・第 3 項に適合したものでなければならない。

2 以下の各号に抵触しない商品

- (1) 不正品（「不正品」とは、コピー商品、加工商品及び商標権、意匠権等の第三者の知的財産権を侵害している商品のことをいう。時計である場合、商標権者、製造元に無断で本体にアフターダイヤ加工やリダン・文字盤入替等の改造をした商品も不正品と見なされる。）
- (2) 盗難品・遺失物、その他出品会員が所有権を有しない商品
- (3) 本項（1）（2）の疑いのある商品
- (4) オークションでの取引を困難と判断したもの
- (5) オークション取扱外メーカー商品
- (6) 商品の全部又は一部に、環境省が定める「レッドリスト」に掲載されている絶滅の恐れのある野生生物の種が使用されているもの。象牙製品は、希少動植物保護、及び「種の保存法」に基づき出品をお断りする。
- (7) 動物の全部又は一部が使用された商品のうち、品質タグ・素材タグ等が無く、商品に使用されている動物を特定することが不可能なもの

3 所有権が出品会員にある商品

（出品に関する注意事項）

第6条 出品会員が前条に反する商品を出品した場合、又は出品した商品が当社の定める基準に適合しなかった場合には、当社は会員に対し出品制限を行うものとする。

（評価ランク）

第7条 総合評価

評価	状態
N	・未使用、又は新品に近いもの
S	・ほぼダメージがなく、非常にきれいな中古品
A	・状態の良い中古品 ・目立たない使用感・ダメージの確認ができるもの ・機能面で問題のないもの
AB	・AとBの中間のもの
B	・標準的な中古品 ・標準的な使用感・ダメージの確認ができるもの ・小程度及び、目立たない中程度のダメージがあるもの ・機能面で問題のないもの
BC	・BとCの中間のもの
C	・目立つ使用感が感じられる中古品 ・目立つダメージや汚れが確認できるもの

	・機能面での問題が多少見受けられるもの ・場合によりリペアが必要なもの
J	・非常に目立つダメージや汚れが確認できるもの ・使用感が強く感じられるもの ・機能面での問題が見受けられるもの ・あきらかにリペアが必要なもの

- (1) 実際の検品は、内装・外装・機能についてそれぞれ評価を行い、それらを総合的に評価したものが上記の総合評価となる。
- (2) 評価点相応と判断したダメージについては、記載を省略する場合がある。記載を省略した評価点相応のダメージについては、免責事項となる場合がある。
- (3) J 評価の商品については原則、クレーム対象外とする。但し、当社が認めた場合のみ、クレーム申告を受付する場合がある。

2 石付貴金属の評価

J 評価の商品については原則、クレーム対象外とする。

商品全体の総合評価とは別に、本オークションが評価の付与を必要と判断した石本体部分の価値の参考として、以下の評価基準に従って石評価として付与するものとする。但し、石評価は石の種類及び天然の保証をするものではない。

又、鑑定書並びにソーティング付のダイヤについては、石評価の対象外とする。

3 色石の評価

透明度・キズ・内包物・色目等を総合判断し、当社の公正かつ的確な客観的評価により『S・A・AB・B・BC・C・J』の参考評価を該当する石部分に付与するものとする。

4 付属品等の状態について

付属品等の状態に関しては、一切保証は行わないものとする。

(出品会員の参加確認義務)

第8条 出品会員は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 出品会員は検品後、事務局から送られる検品の結果報告、及び、当社にて追加した出品商品画像を確認し、自身が出品した商品との間に相違があった場合は、当社の定める期日までに申告しなければならない。但し、当社にて追加した画像は、当社が認めた場合のみ差し替えできるものとする。オークション成約後における検品結果の相違・画像違い等に起因するクレームは出品会員の責任とする。
- (2) オークションスタート価格の設定は、当社にて設定するものとする。
- (3) 出品予定商品データの必要事項等が空欄の場合や、出品会員が登録した出品予定商品データと実際の商品に相違点がある場合は、出品取消となることがある。

(出品手続)

第9条 出品申込手続は、当社が定める期限までに行うものとする。

2 出品の手続は、次の手順で出品会員が行う。

(1) 出品会員は、不具合箇所・商品状態の他、必要項目の入力を当社が定めた方法により行うこと。但し、当社の判断で不適切な入力情報と認められる場合は、入力情報を削除・変更することがある。

(2) 出品会員は出品予定商品を、出品期限日までに当社指定の場所へ送付すること。

3 出品商品について指値（リザーブ（最低入札）価格）を定めることができる。

4 出品手数料は当社規定に従う。

(取引)

第10条 オークション会員は当社オークションによる取引について、システムによるすべての結果を遵守しなければならない。

2 出品会員が、オークションの市場流通を好ましくないと判断する出品予定商品を出品した場合、当社は出品予定商品の出品取消しを行うことができる。

3 前項に規定されている内容について、会員はオークションに異議申し立てできないものとする。

(出品会員への代金決済)

第11条 出品会員に対する決済は、原則としてオークション終了翌日より銀行3営業日以内に出品会員が事前に登録した銀行口座へ、出品手数料等を差し引いた金額を振込みで支払う。

2 出品商品が成約しなかった場合であっても、出品に要した費用及び手数料は全て出品会員の負担とし、当社に手数料等を支払った場合もその返還は行わない。

(入札・保留交渉)

第12条 入札金額が指値に達しない場合は当該商品の取引は保留となる。その場合、当社は出品者と取引の継続について、入札金額で合意もしくは交渉、または取引不成立について協議を行う。

2 落札後に、返品になる可能性があり、かつ、メーカーへ詳細確認等の時間を要する商品に関しては、落札者に当該商品が到着した日を含め5営業日以内に、返品交渉依頼を本オークション事業部に電話、Eメール、LINEなどにて連絡しなければならない。

3 前項の返品交渉依頼による交渉延長期間は、当社が返品交渉依頼を受託した日から2週間とする。真贋判定を含むメーカー修理依頼に関しては、この限りではない。

4 出品者は、前項の交渉延長期間内に発生した返品依頼に対しては、必ず応じなければならない。

- 5 出品した商品をキャンセルする場合は、当社と協議の上でキャンセルの手続を進めると共に、キャンセル手数料を当社へ支払わなければならない。このキャンセル手続及びキャンセル手数料は、商品や金額を誤認したほか、操作を誤って出品した場合も含まれる。

(損害金)

第 13 条 会員は、当社に対し債務の支払いを怠った時は、年 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

(差引計算)

第 14 条 当社は、会員との間で同時期に相對する債権が発生している場合、当社が会員に対して有する債権の支払期限に関わらず、差引計算にて精算するものとする。

(配送中または不可抗力の際の損害賠償)

第 15 条 出品会員から当社への商品の配送中の商品破損については、当社は一切の責任を負わない。

- 2 天災・地震など不可抗力に起因する商品損傷は免責とする。

(オークション不成立商品の出品会員への返送代金について)

第 16 条 商品がオークションで落札されなかった場合、当該商品は再出品する商品以外、出品会員の費用で当社配送センターから出品会員へ返送するものとする。

(出品者への注意事項)

第 17 条 本条の以下の内容をオークションの出品における注意事項とする。

[宝石]

1. 【出品商品リスト】

- ① 記載されている内容（金性、ブランド、石目、サイズ、重量、付属等）はすべて出品者保証となります。
- ② 含有率に関しては保証対象外となりますが、出品商品リストに“K 1 8”等の金性記載があるものについては、出品者の含有率保証となります。
- ③ ダイヤモンドや色石のソーティングは出品者にて取得後に、ご出品をお願い致します。
- ④ ソーティング、又は鑑定書・鑑別書等の有無に関しては、出品商品リストへの記載をお願い致します。
- ⑤ 出品商品はすべてグラムを計量し、出品商品リストへの記載をお願い致します。
- ⑥ ダイヤモンド（1個石）に限り、0. 3 c t 以上はソーティングを取得後、極力ルースでのご出品をお願い致します。

- ⑦ 合成・模造・処理の情報は必ず出品商品リストに記載をお願い致します。
尚、出品商品リストへの記載漏れで出品された場合は事後交渉の対象となります。
- ⑧ CVD (chemical vapor deposition) ダイヤモンドについては、合成ダイヤモンドとみなし、出品をお断りさせていただきます。

2. 【事後交渉】

- ① 商品はすべて申告通り出品させていただきます。但し、落札後の鑑別・鑑定・珊瑚やパール等のサイズ計測等の結果が、申告（出品商品リストの内容、付属の鑑別・鑑定書、計測数値等）と相違があった場合は事後交渉の対象となります。
尚、本オークションが事後交渉の判断基準とする鑑別・鑑定機関は、ジェモロジカル・インスティテュート・オブ・アメリカ（以下G I A）、中央宝石研究所（以下C G L）の2社とする。上記2社以外の鑑別・鑑定機関で取得した鑑別書・鑑定書等の結果と上記2社の結果が異なった場合は上記2社の結果を優先致します。
（※G I AとC G Lの結果が異なる場合は、G I Aを優先致します。）
- ② 色石、ダイヤ等、落札後のソーティング代金は落札者負担となります。
但し、ソーティングを取得した結果で申告と相違する結果が出た場合、ソーティング代金は出品者負担となります。
- ③ 出品商品リスト及び製品への刻印と実測の石目に相違がある場合、落札者が石目確認の為商品の枠を裁断・分解する場合があります。その際、ルールと裁断・分解された枠をご返却させて頂く場合がございます。
- ④ ブランドジュエリーのメーカー修理が受けられない場合につきましては、事後交渉の対象となる場合がございます。
- ⑤ 「純正保証」の事後交渉期間はオークション終了後の翌日から 1 ヶ月以内です。
- ⑥ 真贋判定や修理、ソーティング取得等でメーカーからの回答が1 ヶ月の交渉期間内に出不い場合は出品者へ確認の上、通常事後交渉期間から更に2週間延長させていただきます。

尚、再延長期間である2週間を過ぎてもメーカー回答が出ない場合は、都度2週間ごとに延長交渉を更新いただきます。

[時計]

1. 【出品商品リスト】

- ① 含有率等の金性に関しては、上記の【宝石】1—②に準じます。
- ② 原則、動作確認済みの正常品のご出品をお願い致します。
動作保証ができない商品をご出品の際は、必ず出品商品リストに「現状」と記載をお願い致します。記載が無い物は、すべて出品者が動作の保証を行うものと判断させていただきます。

- ③ クォーツ時計は電池切れの無いようにご出品をお願い致します。
動いていない場合でも出品商品リストに「現状」の記載が無い物は、電池切れ（電池交換後の動作保証品）と判断させていただきます。
- ④ 永久カレンダーなど特殊な機能を持つ商品に関しては、予めお知らせ下さい。
- ⑤ ベゼルダイヤ、ブレスダイヤ等の宝石装飾部分の純正保証をしない場合は、必ず出品商品リストに「見た目」と記載をお願い致します。
- ⑥ ロレックスの型番は出品者保証となります。
- ⑦ 製造番号が消されている、または番号が書き換えられている等の時計は出品できません。また、機械内部の番号が消されている場合は事後交渉の対象とさせていただきます。
- ⑧ 箱、保証書等の有無については、出品商品リストに記載をお願い致します。
（保証書がある場合は、必ず型式・品番等を確認してからのご出品をお願い致します。）
- ⑨ 商品にラップフィルム等が巻かれている場合は、状態確認目的でそれらを剥がす事があります。新品商品等で剥がせない場合は、出品時に予め事務局までご連絡下さい。
（但し、新品商品としてのご出品の際のキズ等は事後交渉の対象となります。）

2. 【事後交渉】

- ① 「純正保証」の事後交渉期間はオークション終了後の翌日から2週間以内です。
- ② オークション終了後、機械不良が発見された場合は事後交渉の対象となります。
- ③ クォーツ時計の電池交換後、回路交換が必要な場合等の機械不良は出品者様による保証対象となります。該当事案については値段交渉・返品の対象と致します。
- ④ 真贋判定や修理等でメーカーからの回答が2週間の交渉期間内に出ない場合は出品者へ確認の上、通常事後交渉期間から更に2週間延長させていただきます。
尚、再延長期間である2週ンを過ぎてもメーカー回答が出ない場合は、都度2週間ごとに延長交渉を更新いただきます。

[バッグ]

1. 【出品商品リスト】

- ① 出品商品の状態は、出品表に記載するようにお願い致します。また出品時の状態確認は出品者が責任をもっておこなうものとします。（例：ビス取れや持ち手が切れそう等の状態を記載する。）
- ② 記載内容に相違があった場合は、事後交渉の対象となる場合があります。
- ③ 出品商品リストに付属品の記載がされていない商品の、付属品に対する保証は致しかねます。

[共通]

- ① 事後交渉の内容は、修理代請求交渉・値引き交渉・返品交渉等となります。

② 下見中の取り扱いは十分注意致しますが、やむを得ず下見中に生じたスリ傷等は補償致しかねます。

(但し、時計の機械不良を発生させた場合は事務局が補償致します。)

③ 精巧なイミテーション等、事後交渉期間内に判別できない重要案件については事後交渉期間がすぎている場合においても、取引を無効とさせて頂く場合もございます。

入札規約

(目的)

第 1 条 本規定は、当社が主催するオークションにて商品に入札する際の参加資格及び方法等について定めるものである

(入札会員)

第 2 条 入札会員は、オークション規約及びオークション諸規程を十分に理解し、自己の責任において参加しなければならない

2 入札会員は、出品予定商品を下見会並びにオークションサイトにおいて画像、商品詳細を確認した上でオークションに参加しなければならない。

3 落札した商品をキャンセルする場合は、当社と協議の上でキャンセルの手続を進めると共に、キャンセル手数料を当社へ支払わなければならない。キャンセル手続及びキャンセル手数料は、商品や金額を誤認したほか、操作を誤って落札した場合も含まれる。

4 商品落札後は当社が指定した方法で、落札商品代金及び落札手数料を支払わなければならない。

5 落札商品についてクレームが生じた場合、円滑に解決しなければならない。

(落札方法)

第 3 条 落札に関する手続は、Rs-Auction 規約 第 13 条（出品及び落札）に定めるとおりとする。

(精算および手数料)

第 4 条 入札会員は当社指定の手数料を支払う。また、外税方式の落札金額は税別である。その際の送金手数料は入札会員の負担とする。

2 オークション終了翌日より銀行 3 営業日以内に当社指定口座に送金して支払う。

(商品の売却)

第 5 条 入札会員は、当社が定めた期日までに落札商品代金・落札手数料等を支払わない場合、支払期日を過ぎた時点で、当社は当該商品を落札価格又は、オークション落札相場を基準として当社の評価額をもって当社に対する残債務に充当することができる。

2 入札会員は、当社が定めた期日までに支払いを怠った場合、遅延損害金及び落札商品保管料並びに落札商品保管に伴う事務手数料を当社に支払わなければならない。

(遅延損害)

第6条 会員は、当社に対し債務の支払いを怠った時は、年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

(差引計算)

第7条 当社は、会員との間で同時期に相対する債権が発生している場合、当社が会員に対して有する債権の支払い期限に関わらず、差引計算にて精算するものとする。

(落札商品配送業者指定)

第8条 当社からの落札商品発送は、指定配送業者に依頼するものとし、落札商品数により規定配送梱包方法にて発送をする。落札商品の配送において、当社指定以外の輸送業者を利用して配送することは原則できない。

2 落札商品の引渡し及び受領に関しては、落札会員が責任を負うものとし、その配送費等は、全額落札会員の負担とする。

(落札商品配送中の事故・損害補償)

第9条 落札商品配送中の事故・損害等については、配送業者の運送保険が定める保険内容に則るものとし、当社は一切責任を負わない。

2 落札商品配送中の事故・損害等が発生した場合は、落札者へ商品が到着した日から5営業日以内に、当社まで連絡をしなければならない。

3 返品における当社への配送については、返品する旨を事前に当社まで連絡をし、その指示に従わなければならない。

4 天災・地震など不可抗力に起因する商品損傷は免責とする。

(取引の無効)

第10条 落札後にその商品が盗品または遺失物、不正品と当社が判断した場合は取引が無効となり返品対象となる。不正品での取引の無効はオークション開催日翌日より1年間とし、当社は、期間経過後は対応しない。

(入札者への注意事項)

第11条 本条の以下の内容をオークションの入札における注意事項とする。

[宝石]

1. 【出品商品リスト】

① 記載されている内容(金性、ブランド、石名、石目、サイズ、重量、付属等)はすべて出品者保証となります。記載されていない内容はすべて「見た目」にてお願い致します。

※クロムハーツ等、メーカー確認がとれないブランドは記載されていても保証対象となりません。

- ② 含有率に関しては保証対象外となりますが、出品商品リストに“K 1 8”等の金性記載があるものについては出品者の含有率保証となります。

2. 【入札方法】

ルールはガイ金額ではなく、ピース代金でお願い致します。

3. 【事後交渉】

- ① 落札後の鑑別・鑑定・珊瑚やパール等のサイズ計測等の結果と、申告（出品商品リストの内容、付属の鑑別・鑑定書・計測数値等）が相違した場合は事後交渉の対象となります。

尚、本オークションは事後交渉の判断基準とする鑑別・鑑定機関はジェモロジカル・インスティテュート・オブ・アメリカ（以下G I A）、中央宝石研究所（以下C G L）の2社とする。上記2社以外の鑑別・鑑定機関で取得した鑑別書・鑑定書等の結果と上記2社の結果が異なった場合は上記2社の結果を優先致します。

（※G I AとC G Lの結果が異なる場合は、G I Aを優先致します。）

- ② 色石、ダイヤ等、落札後のソーティング代金は落札者負担となります。但し、ソーティングを取得した結果で申告と相違する結果が出た場合、ソーティング代金は出品者負担となります。
- ③ ブランドジュエリーのロジウムメッキ処理、及び他社仕上げ・加工・サイズ調節などメーカー純正商品でない理由でメーカー修理が受けられない場合の事後交渉は原則お受けできません。
- ④ 真贋判定や修理、ソーティング取得等でメーカーからの回答が1ヶ月の交渉期間内に出ない場合は出品者へ確認の上、通常事後交渉期間から更に2週間延長させて頂きます。尚、再延長期間である2週間を過ぎてもメーカー回答が出ない場合は、都度2週間ごとに延長交渉を更新いただきます。その際は当オークション事務局までご連絡下さい。

〔時計〕

1. 【出品商品リスト】

- ① 記載されている内容（金性、ブランド、サイズ、重量、付属等）はすべて出品者保証となります。記載されていない内容はすべて「見た目」にてお願い致します。
- ② ベゼルダイヤ・ブレスダイヤ等の宝石装飾部分で出品商品リストに、「見た目」記載がない場合は、すべて純正保証でお願い致します。
- ③ 金性および含有率に関しては、上記〔宝石〕1－②に準じます。
- ④ ロレックスの型番は出品者保証となります。
- ⑤ 出品商品リストに「現状」と記載がある商品は、出品者の動作保証はありません。

⑥ まとめ出品の商品はすべて「見た目」とさせていただきます。

2. 【事後交渉】

① 「純正保証」の事後交渉期間はオークション終了後の翌日から2週間以内です。

② 下見にて確認できる事項（ベルト、カレンダー不良、リユーズ不良、クロノ不良、文字盤）に関しては出品商品リストに記載がない場合でも事後交渉の対象外です。

③ 機械時計の精度については保証致しかねます。（特にロレックスの精度交渉は一切お受けできません。）

④ クォーツ時計の電池交換後の、回路交換が必要な場合等の機械不良は出品者様による保証対象となります。該当事案については値段交渉・返品の対象と致します。

⑤ 真贋判定や修理等でメーカーからの回答が2週間の交渉期間内に出ない場合は出品者へ確認の上、通常事後交渉期間から更に2週間延長させていただきます。

尚、再延長期間である2週間を過ぎてもメーカー回答が出ない場合は、都度2週間ごとに延長交渉を更新いただきます。その際は当オークション事務局までご連絡下さい。

[バッグ]

1. すべて「見た目」でお願い致します。

2. 下見中の商品の取扱は十分に注意し、商品状態を損なわないようお願い致します。

[共通事項]

1. 「保留」として一旦引いた品物は、オークション終了時までに出品者との価格交渉を行うものとする。但し時間の関係上、出品者との交渉が出来ずそのまま不成立になってしまう場合もあります。

2. 「保留」として一旦引いた品物で、やむを得ない理由で振り直しをご要望の場合は、保留結果の出る前に限り対応させていただきます。

3. 出品者の指値と落札者の希望金額に大きく開きがある場合は、事務局判断により「てっぼう」として不成立と致します。

4. 下見期間中の商品取り扱い十分ご注意ください。故意による故障、キズ、汚れ等が生じた場合は、弁償をお願いする場合もございます。

商品クレーム及び契約解除に関する審査規約

（目的）

第1条 オークションにおいて発生する会員間の取引上の問題について、売買当事者双方の理解と協力によって建設的に解決できるよう審査事務の実施に関して定め、適正かつ確実な運営を図ることを目的とする。

（クレーム発生時の協力）

第2条 会員は、クレームの問題が起きた場合には、建設的かつ円満解決に協力し、オークションが調停した場合はその結果を遵守するものとする。又は、他の会員や主催者への迷惑をかけるような行為、又は会員としてふさわしくない行動（業界常識を逸脱した要求やクレーム解決の妨げとなる遅延行為等）は決して行わず、オークションに参加するものとする。

（出品参加及び当社による検品について）

第3条 当社の行う検品は、出品会員の申告に基づき、申告詳細と商品の同一性の確認が目的であり、商品の外装・内装・機能を目視による確認、及び機械テスターでの確認となる。そのため、申告不備・出品データ確定後のデータ確認無き場合、すべて出品会員がその責任を負うこととなる。又は、出品会員も分かりかねるような、各部の分解等を必要とする不具合箇所についても出品会員の責任とする。

（入札参加について）

第4条 入札会員はオークション規約、及びオークション諸規程の内容を十分理解の上、オークションに入札予定の商品状態の内容をチェックし、不明な点は事前の問い合わせ等により十分に把握したうえで参加するものとする。入札会員は落札商品の到着後は速やかに商品を確認し、万一クレームがあれば期限内に具体的な申告を行う。クレーム内容により客観的判断が必要だと認められた場合には、クレームの早期解決に向け、当社より対応を指示する場合もしくは協議を申し入れる場合がある。

（クレーム対応の考え方）

第5条 オークションにて流通される商品は、新品として生産された品物が様々な使用環境を経て再流通される中古品の為、全ての商品がそのまま再販出来る状態ではないことを前提とし判断することを基本とする。

2. オークションにて流通される商品は、未使用品若しくは中古品であるため、その商品の品質状態については会員個々の価値観や「出品側」「入札側」と置かれる立場によっても見解の相違が発生することがあり得ることを、会員は了承するものとする。

3. 出品データに記載が無い事項のクレームに関しては、全てがクレームの対象とならないことを了承する。
4. 出品データに記載が無い事項のクレーム対処については、製造年、評価点、商品固有の特性といった商品情報の内容を考慮し、出品・落札の立場が替わった場合にも同等な解決になるようオークションの健全化を前提に対応することを条件とする。

(時計機能等の機械クレーム対応について)

- 第6条 入札会員からのクレーム内容が、出品商品明細に記載が無い、又は出品商品明細と相違がある場合は、個々の商品の特性を踏まえ、機能上に問題があると当社が認めた場合に対応を行う。その際に第三者の見解が必要な場合、基本的にメーカーの見積を判断材料とし、出品商品情報及び経年劣化を考慮し、公平な立場で裁定を行う。著しく機能に問題ありと判断された場合や、修理費が高額、若しくは時間を長く要するなど解決が困難な場合は、契約解除（キャンセル）を前提に対応する。又、発見困難な加工ダメージが落札後に判明した場合も、クレーム期間に関わらず主催者判断で契約解除とすることがある。
2. 当社が出品の委託を受けた時計については、全て動作保証のうえで出品をしている。ただし、日差の保証は致しかねる。なお、日差については、1日5分程度の変動があった場合には、返品対象とする。また、落札後に電池交換等を行い不備が見つかった場合は、返品の対象となる。
 3. 不動・現状・動作保証無し等の記載がある時計ssは、ムーブメント等の動作保証は一切行わない。

(真贋クレームの対応)

- 第7条 真贋クレームが発生した場合、オークションの出品基準への適合判断確認を当社にて行うが、判断しかねる場合は製造元に修理見積、又は真贋確認依頼の結果をもって調停を行う。その場合の確認義務は原則として落札会員にあるものとする。但し当社が認めた場合はこの限りではない。又は、製造元での修理見積、又は真贋確認が困難な商品（加工品、ノベルティー品等）については当社の判断基準をもって調停を行うものとする。
2. 落札商品の修理代金・メーカー等への配送料等については、全て落札者の負担とする。ただし、契約解除等のクレームが宝石等の鑑別結果に起因した場合は、鑑別書及びソーティング等の鑑別結果取得に要した鑑別料金並びに配送料等を出品会員が負担するものとする。

(出品会員の参加確認義務)

- 第8条 出品会員によるシステム登録データには、出品会員がすべて最終責任を負うものとする。又は、出品会員の依頼により、電話・電子メール等で出品予定商品を当社にてデータ入力した場合の入力漏れ・入力事故、検品担当者による代行記入・入力事故等があっても、

その内容についての確認責任は出品会員にあり、記載漏れ等がないか事前に最終確認作業を必須とする。又は、出品会員は出品した商品本体のみならず、その付属品（保証書・鑑定書・鑑別書等）についても、その内容・品質に関して一切の責任を負うものとする。出品会員は、クレーム等トラブルが生じた時は、その処理に責任を持つものとする。

（契約の解除）

第9条 落札会員は、以下に定める事項に当てはまる場合、出品会員の故意・過失の有無を問わず、商品到着日を含む5日以内に限り、当社を介して出品会員に返品請求することができる。但し、別途特別に期間を設けた内容についてはこの限りではない。

- (1) 出品商品明細と落札商品の品質が著しく相違している場合
 - (2) 出品商品明細と落札商品の当社が重要情報と判断する情報が相違している場合
 - (3) 時計等の機械商品で、目視できる部分にダメージがあった場合。ダメージ部分の回復に必要な部品を出品会員が供給できるものについては、主催者を通して現物対応を認める場合もある。
 2. 落札会員は、落札商品が盗難品又は遺失物であることが発覚した場合、出品会員の故意・過失の有無を問わず、当該商品の盗難又は遺失のときから1年以内に限り、当該売買契約の解除を、当社を介して出品会員に対して行うことができる。
 3. 前項以外で、出品会員が所有権を有しない商品を出品し、落札会員が商品の所有権を取得できなかった場合、出品会員の故意・過失の有無を問わず、当該商品が成約したオークション起算日を含め1年以内に限り、落札会員は当該売買契約の解除を、当社を介して出品会員に対して行うことができる。
 4. 本条に定める売買契約が解除となった場合、出品会員は当該商品成約時の成約価格と同額の商品代金、並びに落札会員が負担した全ての手数料・配送料を落札会員に返金しなければならない。又、ペナルティ手数料並びに、当社が認めた損害賠償額を落札会員に支払わなければならない。
 5. 本条に定める売買契約が解除となった場合、商品代金、ペナルティ手数料及び諸費用等の返還については、当社が出品会員に替わって落札会員に立替払いし、出品会員が当社に対し、当社が立替えた金額を支払うものとする。その場合、出品会員は当該商品の返還を受けていないことをもって、当社への支払いを拒むことはできない。又、当該商品の返還が遅れた場合でも、出品会員は損害賠償等何らの請求をできないものとする。
 6. 当社は次の場合、出品会員に対して立替払い金を支払わないものとする。
- (1)出品会員が破産、特別清算、民事再生、会社更生、その他これに準ずる手続きを開始した場合
 - (2)当社の調査により出品会員が事実上倒産したと当社が判断した場合
 - (3)その他、出品会員の信用状態が相当程度悪化した場合

(落札商品についての免責事項)

第 10 条 落札商品について、次の項目に該当する事由が存在する場合は、免責として契約の解除、売買代金減額及び損害賠償の対象とはしない。但し、当社が免責不相当と認めたものについては、この限りではない。

(1) 出品商品明細と落札商品の内外装・機能の相違が、業者間オークション取引通念から判断して売買代金減額相当とはいえない場合

(2) メーカー保証で対応可能な場合の修理代及びその諸費用

(3) クレーム期間を経過したクレーム申請

(4) クレーム受付後、同商品に対して 2 度目以降のクレーム申請

(5) クレーム申請中に出品会員の了解を得ないで加工・修理した費用

(6) クレーム調停中に、転売・小売り・オークション（ユーザー向けを含む）への出品を行った場合。

(7) 転売後及びオークションでのセリ後のクレーム申請。ただし、盗難品、遺失物品、落札会員が所有権取得をできないと発覚した場合はクレームを受け付けることがある。

(8) 標準装備品の欠品に対し、主催者が下見画像にてその旨が確認できると判断できる場合

(9) 出品商品明細に記入のある鑑定書・鑑別書は、出品会員が添付した参考資料とする為、これに起因するクレームの場合

(10) 出品予定商品データ（下見画面、下見冊子）に記載されている参考定価に著しい相違があった場合

(11) 天然色石に対して下記の加工処理を除く加工処理がされている場合

① 含浸処理（有色）②着色処理 ③拡散加熱処理 ④レーザー ドリルホール⑤その他主催者が業者間オークション取引通念から売買代金減額相当と判断する加工処理

(12) ブランドジュエリーの他社仕上

(13) 「保証なし」・「見た目」・「現状」等の記載のある内容の商品

(当社の仲裁)

第 11 条 会員は、オークション上における取引上のトラブルについて、当社に依頼し早期解決により円滑な市場運営を図ることとする。

2. 商品売買契約の解除又は商品代金減額請求について、売買当事者双方で調整がつかない場合は、当社は公正・中立の立場で両会員の依頼に基づき協議の仲介を行うものとする。

3. 当社仲介による判断については、売買当事者双方とも誠意をもって従うものとする。

4. 出品会員及び落札会員が、当社の判断に対して不服がある場合、当社は公正なオークション運営を行うことが困難と判断し、除名又は参加制限する場合がある。この場合、会員は異議の申立をしないものとする。

(当社調査による事実上の倒産)

第 12 条 会員の取引状況等に応じて、当社は任意に会員を調査・訪問した場合等に、下記の事項の 3 項目以上に該当した場合は、当社は会員を事実上倒産したと看做することができるものとし、直ちに契約解除及び精算手続に入る事ができるものとする。

(1)電話をしても不通になり連絡が取れないことが継続した場合

(2)営業時間中であるにも関わらず社内に代表者又は従業員等が確認できないとき

(3)当社に登録された会員と無関係の第三者が社内又は店舗等を占有している。

(4)通常営業を継続するために必要と考えられる備品が社内又は店舗に存在しない。

(5)展示在庫展が大幅に減少ないし存在しない。

(6)新聞や郵便物が溜まっており、その量が著しく拡大であるか若しくは、金融機関、消費者金融事業者、税務署、裁判所からの督促状がある。

(7)水道、電気等のメータが止まっている。

(8)代表者宅に 1 項、6 項及び 7 項のいずれかに該当する事由がある場合

(9)当社に登録される代表者個人の登録情報に事故情報がある場合

手数料規約

(手数料)

第 1 条 手数料の種類及び性質は、次の通りとし、金額は第 5 条に定める一覧表によるものとする。

(1) 成約手数料

出品会員は、出品商品が成約した場合は、成約商品ごとに当社に対し成約手数料を支払わなければならない。

(2) 落札手数料

落札会員は、出品商品が成約した場合は、落札商品ごとに当社に対し落札手数料を支払わなければならない。

(3) 出品取消手数料

出品会員の都合、もしくは出品基準に満たない商品で、オークション開催前に出品取消があった場合は、出品取消手数料を支払わなければならない。

(4) 撮影手数料

原則として出品商品の写真撮影は出品会員が行うものとする。当社に本撮影を依頼する場合、撮影手数料を支払わなければならない。

(5) その他手数料

出品会員及び落札会員は、その他諸手続きにおいて、当社の定める手数料を支払わなければならない。

(決済)

第 2 条 会員は、請求書確定を含めた 3 営業日以内に、当社に対し手数料を支払うものとする。

(遅延損害金)

第 3 条 会員が負担する債務の支払いを怠った時は、年 14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとする。

(規程の改訂)

第 4 条 手数料規程の改訂を当社が必要と認めた場合、随時任意に改訂し会員に通知する。

(オークション手数料, 出品指値, その他手数料)

第5条 手数料金額一覧表

	出品手数料	落札手数料	指値
宝石類(1万円以上)	3%	2%	10,000～
宝石類(1万円未満)	5%	2%	10,000～
8日バッグ類(2万円以上)	3%	5%	30,000～
8日バッグ類(2万円未満)	10%	3%	30,000～
23日バッグ類(1万円以上)	3%	5%	10,000～
23日バッグ類(1万円未満)	7%	3%	10,000～
時計(3万円以上)	3%	3%	30,000～
時計(3万円未満)	5%	3%	30,000～

2 写真撮影料

会員の出品登録時に写真添付が、0～2枚以下の場合、写真撮影を当社へ依頼したものとし、写真撮影料は、1商材につき300円(税別)とする。当社による出品取消し、又は会員都合の出品取消しのいずれの場合も、写真撮影料は発生する。

3 年会費等

- ・年会費 10,000 円 (税別)
- ・入会金 30,000 円 (税別)

4 落札後の出品取消手数料 (キャンセル手数料、ペナルティ手数料)

◇落札会員の都合により契約解除を申し出た場合

落札商品価格の10%+落札手数料

◇出品会員の都合により契約解除を申し出た場合

落札商品価格の20%+成約手数料

* 上記1～4の金額には、別途消費税が掛かるものとする。

Rs-Auction 参加マニュアル

株式会社 R s - J A P A N（以下「当社」という。）が定める会員の要件を満たして入会
手続を完了した場合、下記事項に関して同意いただいたものとします。なおオークション諸
規程に違反があった場合は、R s - A u c t i o n へのご参加を一切お断りいたします。
参加を希望される方は、必ず最後まで熟読してください。

（厳守事項）

第 1 条 オークション規約及びオークション諸規程で定めるルールや提出物、支払いの期
限等を厳守すること。

2 オークションでは当社の指示に従い、システムを正しく安全に利用すること。

3 古物営業許可事業者としての高い意識を持つこと。

4 いかなる理由においても、第三者に権利や ID を譲渡しないこと。

※ 疑問点及び不明点につきましては、必ず当社までお問い合わせください。ご自身で判断
し、参加に支障をきたしたとしても、当社は一切の責任を負いかねます。またマニユア
ルをお読みいただかず、オークションシステムの操作や入力を誤り、参加に支障をきた
した場合も同様です。

（オークション参加条件）

第 2 条 当社が定める会員要件を満たし、オークション規約及びオークション諸規程を承
認した上で入会手続を行い、当社所定の審査を経て入会の承認を得ること。

2 PC やスマートフォン等を使用し、インターネットに接続できる環境が整っていること。

（P C の場合、インターネット回線：光回線推奨，WEB ブラウザ：グーグルクローム推
奨）

（オークション手続）

第 3 条 入札について

（1）入札は任意の金額で行えます。ただし、入札時の増額の単位は当社が規定します。

（2）オークション期間内の再入札は可能です。

2 下見会について

下見会は、事前に会場にて行います。

3 落札商品の代金支払について

落札商品の代金は、内容を明記した精算書を、当該オークションが終了した翌営業日
（以下、「請求書確定日」という）に、落札者が予め登録した方法にてご連絡いたします。

落札者は、請求書確定日を含めた 3 営業日以内に、当社指定の銀行口座へお振り込み

ください。請求書確定日を含めた 3 営業日以内にご入金の確認ができない場合、当社よりメール・電話・LINE 等によりご確認させていただきます。また、請求書確定日を含めた 7 営業日以内にご入金を確認できない場合、当該落札が取り消されるものとさせていただきます。なお、支払期日をお守りいただけない状況が度重なる場合や、相違のあるご入金を繰り返される場合などにつきましては、個別にご連絡の上、当社とのお取引をお断りさせていただく場合がございます。

4 落札商品の返品について

落札された商品については、原則として返品することができません。但し、当社より何らかのダメージがあった場合は、個別に早急に対応させていただきます。返品の手順は、次の通りとします。

- (1) 商品の到着から 5 営業日以内に当社まで電話、LINE 等にてご連絡ください。
- (2) 連絡の後、当社まで交渉商品をお送り下さい。
- (3) 商品到着後、当社担当者が確認をし、返品の可否をご連絡致します。
- (4) 交渉成立後、相談の上、次回オークション取引において相殺処理若しくは登録いただいた口座にご返金致します。

※落札商品の引渡しよりも前に、落札商品の販売活動を行っていることを確認した商品は、返品はお受け致しません。

5 落札商品が盗難品又は遺失物であることが発覚した場合について

当該商品の売買契約の解除を、落札会員に対して行う場合があります。

6 商品発送について

請求書確定後、ご入金を頂いたお客様より順次発送の手続きを進めさせていただき、入金後 3 営業日以内に発送致します。なお、配送日時指定等個別対応についてはご相談ください。

※ 海外の発送については必ずしも 3 営業日以内の発送ではございません。

7 商品発送後の紛失または破損について

落札者に対して当社より当該商品発送後の商品状況については、配送業者様等と調査の上、個別対応とさせていただきますので、商品到着時に、内容物をすべてご確認頂き、破損が見られる場合は、到着日を含む 5 営業日以内に当社までご連絡ください。

8 落札者の商品確認義務について

落札商品と出品商品データに相違があった場合、納入された日から 5 営業日以内に当社まで連絡をしなければなりません。

9 システムのエラーについて

オークションシステムにおいて、システムエラーが発生した場合は、売買契約が成立しなかったものとみなし、そもそもの取引が無かったものとして処理をします。なお、システムエラー等により、オークション参加者に損害が発生した場合でも、当社は責任を負いかねます。予めご了承ください。

10 入会金及び年会費の支払いについて

請求書発行日を含めた4営業日以内に、当社指定の銀行口座へお振り込みください。請求書発行日を含めた4営業日以内にご入金の確認ができない場合、当社よりメール・電話等によりご確認させていただきます。また、請求書発行日を含めた30日以内にご入金を確認できない場合、退会手続きを取らせていただきます。

(その他)

第4条 オークション諸規程、マニュアル等に定めのない事項については、当社と当該会員が共に誠意をもって協議の上、建設的に解決していくものとします。

(運営者)

第5条 株式会社 Rs-JAPAN

本社住所 〒231-0012 横浜市中区相生町3丁目5-6 KDX 横浜関内ビル4階

TEL 0120-017-091

FAX 045-228-6325

メールアドレス rs-auction@rs-japan.co.jp

オークション事務局

住所 〒231-0032 横浜市中区不老町1-1-5 横浜東芝ビル9階

附則

本規約は、2024年6月12日に制定し、同日より効力を有するものとします。

2024年6月12日 改定